

---

## 早期事業再生のための登録制度の見直し及び株式会社産業再生機構関与案件に係る登録制度の見直しに伴う店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の一部改正について

---

日証協・平15.4.28

本協会では、4月28日の理事会において、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の一部を改正した。

今回の改正は、

「早期事業再生ガイドライン」(経済産業省)の制定を受け、早期事業再生慣行の定着に備えるとともに、これを促進するため、店頭登録会社が行う再建型の法的整理について、投資者保護に欠けることのないと認められる再建計画を有し、かつ市場から一定の評価を受けられるときは、その発行する株券の登録を維持することが可能となるよう登録取消基準を見直すこと等、

株式会社産業再生機構法案の成立を受け、今後、同機構を活用して事業再生に取り組む店頭登録会社が魅力ある投資対象として再生することを支援する観点から、同機構の関与事案については、過剰債務を解消するために一時的に債務超過となった場合でも直ちに登録取消しとならないよう、債務超過に係る登録取消基準に特例を設けること等、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等について、所要の整備を図るものである。

本規則改正の趣旨・骨子及び改正部分の新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

## 早期事業再生のための登録制度の見直し及び株式会社産業再生機構関与案件に係る登録制度の見直しに伴う「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

#### (1) 早期事業再生のための登録制度の見直し

政府において「早期事業再生ガイドライン」(経済産業省)が制定されたが、これにより事業再生の早期化が進み、登録銘柄が魅力ある投資対象として投資者から再評価されることを通じて、株式店頭市場の活性化に資することが期待され、今後、早期の事業再生に取り組む店頭登録会社が増加することが予想される。そうした会社が事業再生の手段として

再建型の法的整理を行う場合には、株主権の完全な毀損を伴わず、したがって流通物件としての適格性を完全には喪失しないケースが生じることが想定されることから、店頭登録会社が行う再建型の法的整理について、投資者保護に欠けることのないと認められる再建計画を有し、かつ市場から一定の評価を受けられるときは、その発行する株券の登録を維持することが可能となるよう登録取消基準を見直すとともに、再建型の私的整理についても同様の仕組みに改めるなど、早期事業再生慣行の定着に備えるとともに、これを促進するために必要な登録制度の見直しを行うこととする。

## (2) 株式会社産業再生機構関与案件に係る登録制度の見直し

株式会社産業再生機構法案の成立を受け、今後、同機構を活用して事業再生に取り組む店頭登録会社の出現も予想され、その際、大胆な財務再構築を伴う事業再生が行われること等により、順調に再生が進んでいるにもかかわらず、同機構の関与する再生の途上において登録取消基準に該当するといった場合も予想される。そこで、同機構の関与事案については、魅力ある投資対象として再生することを支援する観点から、過剰債務を解消するために一時的に債務超過となった場合でも直ちに登録取消しとならないよう、登録取消基準における債務超過基準に特例を設けるなど、所要の見直しを行うこととする。

また、同機構の関与事案においては、合併等の事業再編を活用しながら再建することも想定されるため、当該合併等により店頭登録会社が実質的な存続会社でなくなったと認められる場合であっても、登録適格性を確認するための一定の猶予期間を設けるなど、合併等に係る登録制度についても併せて所要の整備を図ることとする。

## 2. 改正の骨子

### (1) 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)の一部改正

- ・ 発行会社が人的分割を行うことにより登録取消しとなる場合で、その承継会社が発行する株券を登録銘柄として新たに登録申請することを分割計画書又は分割契約書に定める場合においては、当該承継会社の株券を簡易な登録手続きにより速やかに登録させることができるものとする。(第5条第2項第4号新設)
- ・ 発行会社が法律の規定による会社の破産、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至ったとき又はこれに準ずる状態となったときであっても、本協会が適当と認める再建計画の開示を行った場合であって、かつ、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の登録銘柄の時価総額について5億円以上を維持するときには、登録取消しとしないこととする。(第11条第2項第11号)
- ・ 再建計画等の審査は、すべての申請会員からの連名による申請に基づき行うものとする。(第11条の2新設)

- ・ 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社について、簡易な登録手続きにより登録することができる登録基準の特例を新設する。(第 29 条の 3 新設)
- ・ 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社について、債務超過に係る登録取消基準の特例を新設する。(第 29 条の 4 新設)
- ・ 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社について、不適当な合併等に係る登録取消基準の特例を新設する。(第 29 条の 5 新設)
- ・ その他所要の整備を図る。

**(2) 「『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』に関する細則」の一部改正**

- ・ 規則第 11 条第 2 項第 8 号ただし書に規定する「本協会が適当と認める場合」であるかどうかの審査のために発行会社が提出する書類の規定を新設する。  
(第 12 条第 3 項イ(イ)乃至(ハ)新設)
- ・ 規則第 11 条第 2 項第 11 号に規定する破産、再生手続、更生手続又は整理の取扱いについて新設する。(第 12 条第 5 項新設)
- ・ 規則第 11 条第 2 項第 12 号に規定する営業活動又は事業活動の停止の取扱いについて新設する。(第 12 条第 6 項新設)
- ・ 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社について、債務超過に係る登録取消基準の特例の取扱いを新設する。(第 16 条の 2 新設)
- ・ 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社について、不適当な合併等に係る登録取消基準の特例の取扱いを新設する。(第 16 条の 3 新設)
- ・ その他所要の整備を図る。

**(3) 「登録銘柄の信用取引に関する細則」の一部改正**

- ・ 所要の整備を図る。

**(4) 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 3) の一部改正**

- ・ 株式会社産業再生機構が債権の買取り等を決定していない発行会社であって、再生支援を決定している場合には、債権の買取り等に係る決定を行うまでの間、開示情報監視銘柄に指定する。(第 19 条第 1 項第 5 号新設)
- ・ その他所要の整備を図る。

**(5) 「『店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則』に関する細則」の一部改正**

- ・ 所要の整備を図る。

**(6)「『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正**

- ・ 会社の分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準を新設する。(別添3新設)
- ・ 譲受又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準を新設する。(別添4新設)
- ・ 会社の分割により承継される営業及び譲受又は譲渡の対象となる部門の財務計算に関する書類の作成基準を新設する。(別添5新設)
- ・ 所要の整備を図る。

**3. 施行の時期**

- ・ この改正は、平成15年5月8日から施行する。

以 上

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)の一部改正について

平成15年4月28日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>(登録の審査)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>2 前項に規定する審査事項に関わらず、登録申請会社が合併又は株式交換若しくは株式移転により新たに設立される持株会社(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)第9条第3項に規定する持株会社、その他これに準ずるものとして本協会が適当と認める会社をいう。以下同じ。)又は人的分割(分割する会社の株主に対し、分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当てを行う会社の分割をいう。以下同じ。)により、その営業を承継する会社であつて、かつ、当該合併又は株式交換若しくは株式移転又は会社の分割が行われる前の会社が登録銘柄の発行会社(複数を含む。)である場合には、当該登録銘柄の発行会社の主たる事業活動の実質的な存続性その他本協会が必要と認める事項を審査事項とする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(登録基準)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当し、本協会が登録銘柄として適当と認めるものについては適用しない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 登録銘柄が、その発行会社の合併により登録取消しとなる場合であつて、次のイ又はロに該当するとき</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ 登録銘柄の発行会社(複数の場合を含む。)が登録銘柄の発行会社以外の会社と合併する場合において、登録銘柄の発行会社が実質的な存続会社であり、合併を行った後の会社の状態が著しく悪化しないと本協会が認めたとき</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>(登録の審査)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>2 前項に規定する審査事項に関わらず、登録申請会社が合併又は株式交換若しくは株式移転により新たに設立される持株会社(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)第9条第3項に規定する持株会社、その他これに準ずるものとして本協会が適当と認める会社をいう。以下同じ。)であつて、かつ、<u>当該合併又は株式交換若しくは株式移転が行われる前の会社が登録銘柄の発行会社(複数を含む。)である場合には、当該登録銘柄の発行会社の主たる事業活動の実質的な存続性その他本協会が必要と認める事項を審査事項とする。</u></p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>(登録基準)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 登録銘柄が、その発行会社の合併により登録取消しとなる場合であつて、次のイ又はロに該当するとき</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 登録銘柄の発行会社(複数の場合を含む。)が登録銘柄の発行会社以外の会社と合併する場合において、登録銘柄の発行会社が実質的な存続会社であると本協会が認めたときで、<u>合併を行った後の会社の状態が著しく悪化することなく当該銘柄を登録銘柄として適当であると本協会が認めたとき</u></p> <p>3 (省略)</p>

新	旧
<p>4 <u>登録銘柄の発行会社が人的分割を行うことにより登録取消しとなり、その承継会社が発行する株券を登録銘柄として新たに登録申請することを分割計画書又は分割契約書に定める場合において、当該承継会社が実質的な存続会社であると本協会が認めたとき、当該承継会社の状態が著しく悪化することなく当該承継会社の株券を登録銘柄として適当であると本協会が認めたとき（当該承継会社が登録銘柄の発行会社の主たる営業を承継するものと本協会が認める場合に限る。）</u></p>	( 新 設 )
3 ( 現行どおり )	3 ( 省 略 )
( 登録取消基準 )	( 登録取消基準 )
第 11 条 ( 現行どおり )	第 11 条 ( 省 略 )
2 ( 現行どおり )	2 ( 省 略 )
1	1
・ } ( 現行どおり )	・ } ( 省 略 )
7	7
8 発行会社が債務超過の状態となった場合において、その後1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該発行会社が <u>法律の規定に基づく再生手続、更生手続若しくは整理又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本協会が適当と認める場合に限る。）</u> には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。	8 発行会社が債務超過の状態となった場合において、その後1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該発行会社が私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより <u>当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本協会が適当と認める場合に限る。）</u> には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。
9 ( 現行どおり )	9 ( 省 略 )
10 ( 現行どおり )	10 ( 省 略 )
11 発行会社が法律の規定による会社の破産、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至ったとき又はこれに準ずる状態となったとき。この場合において、 <u>本協会が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の登録銘柄の時価総額が5億円以上とならないとき。</u>	11 発行会社が法律の規定による会社の破産、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至ったとき
12 発行会社が <u>営業活動若しくは事業活動を</u> 停止したとき又はこれに準ずる状態になったとき	12 発行会社が営業活動を停止したとき又はこれに準ずる状態になったとき
13	13

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ } ( 現行どおり )</li> <li>23</li> <li>3 ( 現行どおり )</li> <li>4 ( 現行どおり )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ } ( 省 略 )</li> <li>23</li> <li>3 ( 省 略 )</li> <li>4 ( 省 略 )</li> </ul>
(再建計画等の審査に係る申請)	
<p><u>第 11 条の 2</u> 本協会は、前条第 2 項第 11 号に定める本協会が適当と認める再建計画であるかどうか及び登録銘柄の時価総額の審査は、当該登録銘柄のすべての申請会員からの連名による申請に基づき行うものとする。</p> <p>2 前項の申請が行われなかった場合は、前条第 2 項第 11 号前段に該当したものとみなす。</p>	( 新 設 )
(店頭転換社債型新株予約権付社債の登録基準)	
<p>第 24 条 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>1</p> <p>・ } ( 現行どおり )</p> <p>5</p> <p>6 登録銘柄の発行会社が他の非登録会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、登録しようとする転換社債型新株予約権付社債券が、当該登録銘柄の発行会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該登録しようとする転換社債型新株予約権付社債券に係る義務を承継させることにより登録取消しとなるものであって、当該義務を承継した非登録会社又は新設会社の株券について当該分割前に登録申請が行われたとき又は第 5 条第 2 項第 4 号の適用を受けるとき</p> <p style="padding-left: 2em;">次のイ及びロに適合していること</p> <p style="padding-left: 2em;">イ ( 現行どおり )</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ ( 現行どおり )</p> <p>4 ( 現行どおり )</p>	<p>第 24 条 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p> <p>1</p> <p>・ } ( 省 略 )</p> <p>5</p> <p>6 登録銘柄の発行会社が他の非登録会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、登録しようとする転換社債型新株予約権付社債券が、当該登録銘柄の発行会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該登録しようとする転換社債型新株予約権付社債券に係る義務を承継させることにより登録取消しとなるものであって、当該義務を承継した非登録会社又は新設会社の株券について当該分割前に登録申請が行われたとき</p> <p style="padding-left: 2em;">次のイ及びロに適合していること</p> <p style="padding-left: 2em;">イ ( 省 略 )</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ ( 省 略 )</p> <p>4 ( 省 略 )</p>
<p><u>第 4 章の 2 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する登録基準及び登録取消基準の特例</u></p>	( 新 設 )
(登録基準及び登録取消基準の特例が適用される株券)	
<p><u>第 29 条の 2 株式会社産業再生機構</u>(以下「産業再生機構」という。)が支援決定(株式会社産業再生機構法(平成 15 年法律第 27</p>	( 新 設 )

新	旧
<p>号)第22条第3項に定める支援決定をいう。<u>以下同じ。)</u>を行った会社(支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定(株式会社産業再生機構法第25条第1項に定める買取決定をいう。以下同じ。))が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。)の発行する株券については、本章の規定を適用する。</p> <p><b>(登録基準の特例)</b></p> <p><b>第29条の3</b> 第5条第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当し、本協会が登録銘柄として適当と認めるものについては適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被支援会社である登録銘柄の発行会社が、合併による解散により登録取消しとなる場合における当該合併に係る新設会社及び存続会社の株券(実質的な存続会社であると本協会が認めるときに限る。)</li> <li>2 被支援会社である登録銘柄の発行会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は他の方法により、これに準ずる状態となる場合における当該他の会社の株券(実質的な存続会社であると本協会が認めるときに限る。)</li> <li>3 被支援会社である登録銘柄の発行会社が、人的分割を行うことにより登録取消しとなり、その承継会社が発行する株券を新たに登録銘柄として登録申請することを分割計画書又は分割契約書に定める場合における当該承継会社の株券(実質的な存続会社であると本協会が認めるときに限る。)</li> </ol> <p><b>(債務超過に係る登録取消基準の特例)</b></p> <p><b>第29条の4</b> 被支援会社である登録銘柄の発行会社が発行する株券についての第11条第2項第8号の規定の適用については、同号を次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 発行会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該発行会社が、産業再生機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内(当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本協</li> </ol>	<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p> <u>会が適当と認める場合に限る。）にあっては、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、産業再生機構による当該発行会社の債務に係る買取決定が行われないことが確認できたとき。）ただし、当該発行会社が次のイからハまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（ハに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本協会が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となつてから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき</u> </p> <p> <u>イ 法律に基づく会社の再生手続、更生手続又は整理</u> </p> <p> <u>ロ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理</u> </p> <p> <u>ハ 産業再生機構による支援決定に基づく事業の再生</u> </p> <p> <u>（不適当な合併等に係る登録取消基準の特例）</u> </p> <p> <u>第29条の5 被支援会社である登録銘柄の発行会社が発行する株券についての第11条第2項第13号の規定の適用については、同号を次のとおりとする。</u> </p> <p> <u>13 次のイ又はロに掲げる場合において、当該イ又はロに該当すると本協会が認めたとき</u> </p> <p> <u>イ 登録銘柄の発行会社が他の登録銘柄の発行会社以外の発行会社（以下「非登録会社」という。）の吸収合併又はこれに類するものとして本協会が定める行為（以下このイにおいて「吸収合併等」という。）を行った場合</u> </p> <p> <u>当該登録銘柄の発行会社が実質的な存続会社でなくなつたと本協会が認めた場合において、当該登録銘柄の発行会社（吸収合併等の前においては、当事者である非登録会社として本協会が認める者をいう。）の発行する株券が3か年以内に登録銘柄として適当でないと認められるとき</u> </p> <p> <u>ロ 会社が第29条の3の規定の適用を受け</u> </p>	<p>           （ 新 設 ）         </p>

新	旧
<p><u>て登録した場合（当事者がすべて登録銘柄の発行会社である場合を除く。）</u>  <u>当該会社について第 29 条の 3 に定める登録銘柄の発行会社が実質的な存続会社でない</u><u>と本協会が認めた場合において、当該会社（同条に該当する前においては、当事者である非登録会社として本協会が認める者をいう。）の発行する株券が 3 か年以内に登録銘柄として適当でない</u><u>と認められるとき</u></p> <p><u>2 前項の規定が適用される被支援会社である登録銘柄の発行会社が発行する株券については、第 11 条第 2 項第 14 号の規定を適用しない。</u></p> <p><u>（不適当な合併等に係る手続き）</u>  <u>第 29 条の 6 本協会は、前条第 1 項に規定する登録銘柄として適当であるかどうかの手続きについては、登録銘柄のすべての申請会員からの連名による申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の申請が行われなかった場合は、前条第 1 項の規定において読み替えて適用する第 11 条第 2 項第 13 号に該当したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

平成15年4月28日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>(登録申請に関する特例) 第2条の2(現行どおり)</p> <p>2 会員は、登録申請会社が登録銘柄の発行会社又は証券法第2条第15項に規定する取引所有価証券市場の上場株券の発行会社が行う<u>人的分割</u>によりその営業を承継する会社(当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。)であって登録日を分割期日とするときは、分割当事会社が行う当該分割に係る株主総会(株主総会の承認を得ないこととする場合にあつては、取締役会決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))以降速やかに申請することとする。</p> <p>(登録基準の取扱い) 第4条(現行どおり)</p> <p>2 規則第5条に規定する登録基準の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>1 { } (現行どおり)</p> <p>6</p> <p>7 監査報告書等の添付 登録申請会社が、<u>継続開示会社の分割及び営業又は事業の譲受又は譲渡(以下「分割等」という。)</u>により営業を承継する会社(当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。)であつて、直前事業年度及び直前事業年度の前事業年度(規則第5条第1項第1号(5)ただし書きの適用を受けることとなる場合にあつては最近3事業年度)において<u>分割等を行っている場合</u>は、登録申請会社の当該期間に係る連結財務諸表等に監査報告書(規則第5条第1項第1号(5)に規定する監査報告書をいう。)のほか、<u>分割等の前</u>における承継される営業に係る<u>財務計算に関する書類(本協会が別に定める「部門財務情報の作成基準」に基づき作成するものをいう。)</u>に公認会計士又は監査法人による意見表明のための報告</p>	<p>(登録申請に関する特例) 第2条の2(省略)</p> <p>2 会員は、登録申請会社が登録銘柄の発行会社又は証券法第2条第15項に規定する取引所有価証券市場の上場株券の発行会社が行う<u>会社の分割(分割により発行する株式を分割会社の株主又は分割会社の株主及び分割会社に割り当てる新設分割及び吸収分割をいう。)</u>によりその営業を承継する会社(当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。)であつて登録日を分割期日とするときは、分割当事会社が行う当該分割に係る株主総会(株主総会の承認を得ないこととする場合にあつては、取締役会決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))以降速やかに申請することとする。</p> <p>(登録基準の取扱い) 第4条(省略)</p> <p>2 規則第5条に規定する登録基準の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>1 { } (省略)</p> <p>6</p> <p>7 監査報告書等の添付 登録申請会社が、<u>継続開示会社の分割</u>により営業を承継する会社(当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。)であつて、直前事業年度及び直前事業年度の前事業年度(規則第5条第1項第1号(5)ただし書きの適用を受けることとなる場合にあつては最近3事業年度)において<u>分割が行われた場合</u>は、登録申請会社の当該期間に係る連結財務諸表等に監査報告書(規則第5条第1項第1号(5)に規定する監査報告書をいう。)のほか、<u>分割前</u>における承継される営業に係る<u>連結財務情報等</u>に公認会計士又は監査法人による意見表明のための報告書(本協会が別に定める基準に基づき公認会計士又は監査法人が作成する報告書をいい、以下「意見表明のための報告書」という。)が添付されていることを要</p>

新	旧
<p>書（本協会が別に定める基準に基づき公認会計士又は監査法人が作成する報告書をいい、以下「意見表明のための報告書」という。）が添付されていることを要するものとする。</p> <p>8 } } ( 現行どおり )</p> <p>14</p> <p>3 } } ( 現行どおり )</p> <p>5</p> <p><b>(登録料等の額等の取扱い)</b>  <b>第 9 条</b> 規則第 9 条第 1 項に規定する登録銘柄の登録料及び登録管理料については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 金額</p> <p>イ 登録料 600 万円（ただし、規則第 5 条第 2 項第 1 号に規定する場合にあっては 150 万円とし、規則第 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び 4 号に規定する場合にあっては 300 万円とする。）</p> <p>□ ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p><b>(登録取消しの取扱い)</b>  <b>第 12 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 規則第 11 条第 2 項第 8 号ただし書に規定する「本協会が適当と認める場合」であるかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当該発行会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、事業年度）に係る決算の内容が「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3）（以下「開示規則」という。）第 5 条第 1 項第 1 号イの規定に基づき開示されるまでの間において、再建計画（規則第 11 条第 2 項第 8 号ただし書に規定する 1 か年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表して</p>	<p>するものとする。</p> <p>8 } } ( 省 略 )</p> <p>14</p> <p>3 } } ( 省 略 )</p> <p>5</p> <p><b>(登録料等の額等の取扱い)</b>  <b>第 9 条</b> 規則第 9 条第 1 項に規定する登録銘柄の登録料及び登録管理料については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 金額</p> <p>イ 登録料 600 万円（ただし、規則第 5 条第 2 項第 1 号に規定する場合にあっては 150 万円とし、規則第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する場合にあっては 300 万円とする。）</p> <p>□ ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p><b>(登録取消しについての取扱い)</b>  <b>第 12 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 規則第 11 条第 2 項第 8 号ただし書に規定する「本協会が適当と認める場合」であるかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当該発行会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、事業年度）に係る決算の内容が「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3）（以下「開示規則」という。）第 5 条第 1 項第 1 号イの規定に基づき開示されるまでの間において、再建計画（規則第 11 条第 2 項第 8 号ただし書に規定する 1 か年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表して</p>

新	旧
<p>いる当該発行会社を対象とし、当該発行会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに規定する書類に基づき行うものとする。</p> <p>イ <u>次の(イ)から(ハ)までの区分に従い、当該(イ)から(ハ)までに規定する書面</u></p> <p>(イ) <u>法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合</u>  <u>当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面</u></p> <p>(ロ) <u>法律の規定に基づく整理を行う場合</u>  <u>当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する書面</u></p> <p>(ハ) <u>私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合</u>  <u>当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面</u></p> <p>ロ ( 現行どおり )</p> <p>4 ( 現行どおり )</p> <p>5 ( 現行どおり )</p> <p>4 ( 現行どおり )</p> <p>1  ・ } ( 現行どおり )</p> <p>4</p> <p>5 <u>規則第 11 条第 2 項第 11 号に規定する破産、再生手続、更生手続又は整理の取扱いは、次の各号によるものとする。</u></p> <p>1 <u>規則第 11 条第 2 項第 11 号に規定する「発行会社が法律の規定に基づく会社の破産、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合」とは、発行会社が、法律に規定する破産、再生手続、更生手続又は整理の原因があることにより、破産、再生手続、更生手続又は整理を必要と判断した場合をいう。</u></p> <p>2 <u>規則第 11 条第 2 項第 11 号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次のイからハまでに掲げる場合を含むものとし、この場合には当該イからハまでに定める日に同号前段に該当するものとして取</u></p>	<p>いる当該発行会社を対象とし、当該発行会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに規定する書類に基づき行うものとする。</p> <p>イ <u>当該再建計画が、私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」にしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面</u></p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>ロ ( 省 略 )</p> <p>4 ( 省 略 )</p> <p>5 ( 省 略 )</p> <p>4 ( 省 略 )</p> <p>1  ・ } ( 省 略 )</p> <p>4 ( 新 設 )</p>

新	旧
<p><u>り扱う。</u></p> <p><u>イ 発行会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合</u>  <u>当該発行会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日</u></p> <p><u>ロ 発行会社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより営業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、営業若しくは事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議することの取締役会決議を行った場合</u>  <u>当該発行会社から当該営業若しくは事業の譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日（営業又は事業の大部分の譲渡の場合には、当該営業又は事業の譲渡が営業又は事業の大部分の譲渡であると本協会が認めた日）</u></p> <p><u>ハ 発行会社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）</u>  <u>当該発行会社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日</u></p> <p><u>3 規則第11条第2項第11号後段に規定する「本協会が適当と認める再建計画」とは以下のイからハまでに該当するものをいう。</u></p> <p><u>イ 次の(イ)から(ハ)までに定める場合に従い、当該(イ)から(ハ)までに定める事項に該当すること</u></p> <p><u>(イ) 発行会社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合</u>  <u>当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みのあるものであること</u></p> <p><u>(ロ) 発行会社が法律の規定に基づく整理を必要とするに至った場合</u></p>	

新	旧
<p><u>当該再建計画が、整理計画として債権者又は第三者の合意を得ているものであること</u></p> <p><u>(ハ) 発行会社が前号八に規定する合意を行った場合</u></p> <p><u>当該再建計画が、前号八に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること</u></p> <p><u>ロ 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に定める事項が記載されていること</u></p> <p><u>(イ) 当該登録銘柄の全部を消却するものでないこと</u></p> <p><u>(ロ) 前イの(イ)若しくは(ロ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は(ハ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容</u></p> <p><u>ハ 当該再建計画に登録取消しの原因となる事項が記載されていることなど登録銘柄として不適当であると認める状況にないこと</u></p> <p><u>4 規則第 11 条第 2 項第 11 号後段に規定する「登録銘柄の時価総額が 5 億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する 1 か月間の平均時価総額（本協会が公表する当該登録銘柄の日々の最終価格に、その日の登録株式数（当該登録銘柄の発行会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定させるための基準日又は株主名簿閉鎖期間開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の 3 日前の日（権利確定日が休業日に当たる場合には、権利確定日の 4 日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この号において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下本項において同じ。）又は当該 1 か月間の最終日の時価総額（当該最終日における本協会が公表する当該登録銘柄の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該最終日における登録株式数を乗じて得た額をいう。）が 5 億円以上でないときをいうものとする。</u></p> <p><u>5 発行会社は、本協会が規則第 11 条第 2 項第 11 号後段に規定する登録銘柄の時価総額が 5 億円以上とならないかどうかの判断に必要と認める場合には、審査対象となる 1</u></p>	

新	旧
<p><u>か月間における日々の登録株式数を記載した書面を当該1か月間の最終日の翌日に本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>6 <u>規則第11条第2項第12号に規定する営業活動又は事業活動の停止の取扱いは、次の各号によるものとする。</u></p> <p>1 <u>規則第11条第2項第12号に規定する「営業活動若しくは事業活動を停止した場合」とは、発行会社及びその連結子会社の営業活動又は事業活動が停止されたと本協会が認めた場合をいうものとする。</u></p> <p>2 <u>規則第11条第2項第12号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、発行会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次のイからハまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>イ <u>発行会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併期日（株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合（旧株券と新株券の双方が登録されることとなる場合を除く。）若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日）</u></p> <p>(1) <u>他の登録銘柄の発行会社に吸収合併される場合</u></p> <p>(ロ) <u>第5条第2項第2号の規定の適用を受け、同号イに規定する新設合併における新設会社が発行者である株券又は同号ロに規定する合併における登録銘柄の発行会社が発行者である株券が速やかに登録される見込みのある場合</u></p> <p>ロ <u>発行会社が、前イに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該発行会社から当該合併に関する株主総会の決議についての書面による報告を受けた日</u></p> <p>ハ <u>発行会社が、前イ及び前ロに規定する事由以外の事由により解散する場合（前項第2号ロの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該発行会社から当該解散の</u></p>	<p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p><u>原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日</u></p>	
<p><u>7</u> ( 現行どおり )</p>	<p><u>5</u> ( 省 略 )</p>
<p><u>8</u> ( 現行どおり )</p>	<p><u>6</u> ( 省 略 )</p>
<p><u>9</u> ( 現行どおり )</p>	<p><u>7</u> ( 省 略 )</p>
<p>1 次のいずれかに該当する場合は、<u>原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)</u></p>	<p>1 次のいずれかに該当する場合は、<u>株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)</u></p>
<p>イ ・ } ( 現行どおり )</p>	<p>イ ・ } ( 省 略 )</p>
<p>ハ</p>	<p>ハ</p>
<p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>2 ( 省 略 )</p>
<p><u>(債務超過に係る登録取消基準の特例の取扱い)</u></p>	
<p><u>第16条の2 第12条第3項の規定は、規則第29条の4の適用を受ける登録銘柄の発行会社が発行する当該登録銘柄について準用する。この場合において、第12条第3項第3号の規定の適用については、次のとおりとする。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>3 規則第29条の4において読み替えて適用する規則第11条第2項第8号に規定する「本協会が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次のイ及びロに定めるところによる。</u></p>	
<p><u>イ 次のロの規定は、規則第29条の4において読み替えて適用する規則第11条第2項第8号本文に規定する「本協会が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第8号ただし書」とあるのは「第8号本文」と、「「1か年以内(ハに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。)」とあるのは「「1か年以内(当該期間が産業再生機構による買取決定の日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、(イ)のaからcまでの規定は適用しない。</u></p>	
<p><u>ロ 規則第29条の4において読み替えて</u></p>	

新	旧
<p><u>適用する規則第 11 条第 2 項第 8 号ただし書に規定する「本協会が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（発行会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3）（以下「開示規則」という。）第 5 条第 1 項第 1 号イの定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（規則第 29 条の 4 において読み替えて適用する規則第 11 条第 2 項第 8 号ただし書に規定する「1 か年以内（八に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から 3 か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している発行会社を対象とし、発行会社が提出する当該再建計画並びに次の(イ)及び(ロ)に定める書類に基づき行うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 次の a から d までの区分に従い、当該 a から d までに規定する書面</u></p> <p><u>a 法律の規定に基づく会社の再生手続又は更生手続を行う場合</u>  <u>当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面</u></p> <p><u>b 法律の規定に基づく整理を行う場合</u>  <u>当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する書面</u></p> <p><u>c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合</u>  <u>当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面</u></p> <p><u>d 産業再生機構による支援決定に基づく事業の再生を行う場合</u>  <u>産業再生機構による当該発行会社の債務に係る買取決定があったこと</u></p>	

新	旧
<p>を証する書面</p> <p>(四) <u>規則第 29 条の 4 において読み替えて適用する規則第 11 条第 2 項第 8 号ただし書に規定する「1 年以内（八に掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から 3 年以内を開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、開示規則第 5 条第 1 項第 2 号イ(33)に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面</u></p>	
<p><b>(不適当な合併等に係る登録取消基準の特例の取扱い)</b></p>	
<p><b>第 16 条の 3</b> <u>規則第 29 条の 5 第 1 項の適用を受ける登録銘柄の発行会社が発行する当該登録銘柄についての規則第 11 条第 2 項第 13 号の取扱いは、次の各号によるものとする。</u></p> <p>1 <u>規則第 29 条の 5 第 1 項において読み替えて適用する規則第 11 条第 2 項第 13 号イに規定する「本協会が定める行為」とは次に掲げる行為をいうものとする。</u></p> <p>イ <u>非登録会社を完全子会社とする株式交換</u></p> <p>ロ <u>分割による非登録会社からの営業の承継</u></p> <p>ハ <u>非登録会社からの営業又は事業の譲受け</u></p> <p>ニ <u>分割による他の者への営業の承継</u></p> <p>ホ <u>他の者への営業又は事業の譲渡</u></p> <p>ヘ <u>非登録会社との業務上の提携</u></p> <p>ト <u>第三者割当による新株の発行又は 50 名に満たない者に対する新株の発行</u></p> <p>チ <u>その他非登録会社の吸収合併又はイから前トまでと同等の効果をもたらすと認められる行為</u></p> <p>2 <u>次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、規則第 29 条の 5 第 1 項において読み替えて適用する規則第 11 条第 2 項第 13 号に規定する「実質的な存続会社でない」と本協会が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。</u></p> <p>イ <u>当該発行会社とその連結子会社との間で吸収合併等（規則第 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する行為を</u></p>	<p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p>含む。以下このイにおいて同じ。)を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該発行会社の業務執行を決定する機関が決定した日(以下この号において「行為決定日」という。)からさかのぼって3年間に於いて、非登録会社(連結子会社を除く。以下この号において同じ。)との間の合併、株式交換若しくは前号のロからトまでに掲げる行為若しくは非登録会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</p> <p>ロ 当該発行会社が非登録会社の吸収合併又は非登録会社を完全子会社とする株式交換(非登録会社との間の規則第5条第2項又は第3号に規定する行為を含む。)その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次の(イ)から(ニ)までのいずれにも該当すること。</p> <p>(イ) 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非登録会社(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前号ロからトまでに掲げる行為又は当該非登録会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</p> <p>(ロ) 当該非登録会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社(以下この号において「非登録会社連結会社」という。)に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額(当該非登録会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非登録会社の最近事業年度の末日における総資産額)が発行会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社(以下このロ及び次のハにおいて「連結会社」という。)に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額(発行会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、発行会社の最近事業年度の末日にお</p>	

新	旧
<p><u>る総資産額)未満であること。</u></p> <p><u>(Ⅷ) 非登録会社連結会社の最近連結会計年度の売上高(当該非登録会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非登録会社の最近事業年度の売上高)が連結会社の最近連結会計年度の売上高(発行会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該発行会社の最近事業年度の売上高)未満であること。</u></p> <p><u>(Ⅱ) 非登録会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額(当該非登録会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非登録会社の最近事業年度の経常利益金額)が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額(発行会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、発行会社の最近事業年度の経常利益金額)未満であること。</u></p> <p><u>Ⅷ 非登録会社から分割による営業の承継又は非登録会社から営業若しくは事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次の(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>(Ⅰ) 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非登録会社(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前号ロからトまでに掲げる行為又は当該非登録会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</u></p> <p><u>(Ⅱ) 営業の承継又は営業若しくは事業の譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額(発行会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、発行会社の最近事業年度の末日における総資産額)未満であること。</u></p> <p><u>(Ⅲ) 営業の承継又は営業若しくは事業の譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高(発行会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、発行会社の最近事業年度</u></p>	

新	旧
<p>の売上高)未満であること。</p> <p>(二) <u>営業の承継又は営業若しくは事業の譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額(発行会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、発行会社の最近事業年度の経常利益金額)未満であること。</u></p> <p>二 <u>分割による他の者への営業の承継(次のホに規定する場合を除く。)、他の者への営業又は事業の譲渡、非登録会社との業務上の提携、第三者割当による新株の発行又は50名に満たない者に対する新株の発行その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前号口からトまでに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</u></p> <p>ホ <u>当該発行会社が非登録会社との間において規則第5条第2項第4号に規定する行為(吸収分割に限る。)を行う場合において、次の(イ)から(ロ)までのいずれにも該当すること。</u></p> <p>(イ) <u>行為決定日からさかのぼって3年間に当該非登録会社(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前号口からトまでに掲げる行為又は当該非登録会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</u></p> <p>(ロ) <u>当該非登録会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社(以下このホにおいて「非登録会社連結会社」という。)に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額(当該非登録会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非登録会社の最近事業年度の末日における総資産額)が</u></p>	

新	旧
<p><u>当該発行会社からの営業の承継の対象となった資産の額未満であること。</u></p> <p>(ハ) <u>非登録会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非登録会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非登録会社の最近事業年度の売上高）が当該発行会社からの営業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。</u></p> <p>(ニ) <u>非登録会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非登録会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非登録会社の最近事業年度の経常利益金額）が当該発行会社からの営業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。</u></p> <p>3 <u>前号に掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、規則第 29 条の 5 第 1 項において読み替えて適用する規則第 11 条第 2 項第 13 号に規定する「実質的に存続会社でない」かどうかの審査は、当該発行会社（ハ及びニを除き、その企業グループを含む。）に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。</u></p> <p>イ <u>経営成績及び財政状態</u></p> <p>ロ <u>役員構成及び経営管理組織（事業所の所在地を含む。）</u></p> <p>ハ <u>株主構成</u></p> <p>ニ <u>商号又は名称</u></p> <p>ホ <u>その他当該行為により発行会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項</u></p> <p>4 <u>規則第 29 条の 5 第 1 項において読み替えて適用する規則第 11 条第 2 項第 13 号イに規定する「当事者である非登録会社として本協会が認める者」は、非登録会社と合併する場合における当該非登録会社又は非登録会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非登録会社をいう。</u></p> <p>5 <u>規則第 29 条の 5 第 1 項において読み替えて適用する規則第 11 条第 2 項第 13 号ロに規定する「当事者である非登録会社として本協会が認める者」は、非登録会社と合併する場合における当該非登録会社、非登録会社の完全子会社となる場合若しくはこれ</u></p>	

新	旧
<p><u>に準ずる状態となる場合における当該非登録会社又は当該非登録会社と会社の分割を行う場合における当該非登録会社をいう。</u></p> <p><u>6 規則第 29 条の 5 において読み替えて適用する規則第 11 条第 2 項第 13 号に規定する「3 か年以内」とは、発行会社が同号イ又はロに掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から 3 か年目の日（当該日が当該発行会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下この条において「猶予期間」という。）をいうものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。</p>	

「登録銘柄の信用取引に関する細則」の一部改正について

平成15年4月28日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>(選定基準)</p> <p>第2条 ( 現行どおり )</p> <p>1</p> <p>5 ( 現行どおり )</p> <p>6</p> <p>7 登録銘柄の登録取消基準に該当するおそれがある銘柄以外の銘柄であること。<u>この場合において、登録規則第11条第2項第11号後段に定める期間内にある登録銘柄を含むものとする。</u></p> <p>8 ( 現行どおり )</p> <p>9 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成15年5月8日から施行する。</p>	<p>(選定基準)</p> <p>第2条 ( 省 略 )</p> <p>1</p> <p>5 ( 省 略 )</p> <p>6</p> <p>7 登録銘柄の登録取消基準に該当するおそれがある銘柄以外の銘柄であること。</p> <p>8 ( 省 略 )</p> <p>9 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p>

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)の一部改正について

平成15年4月28日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第5条 ( 現行どおり )</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>イ ( 現行どおり )</p> <p>ロ ( 現行どおり )</p> <p>(1)</p> <p>{ } ( 現行どおり )</p> <p>(14)</p> <p>(15) 当該発行会社の発行する社債券に係る期限の利益の喪失</p> <p><u>(16) 店頭転換社債型新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集その他店頭転換社債型新株予約権付社債に関する権利に係る重要な事実</u></p> <p>(17)</p> <p>{ } ( 現行どおり )</p> <p>(20)</p> <p>( 削 る )</p> <p>(21)</p> <p>{ } ( 現行どおり )</p> <p>(24)</p> <p>ハ ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>イ ( 現行どおり )</p> <p>ロ ( 現行どおり )</p> <p>(1)</p> <p>{ } ( 現行どおり )</p> <p>(12)</p> <p>( 削 る )</p> <p>ハ ( 現行どおり )</p> <p>二 ( 現行どおり )</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第5条 ( 省 略 )</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>イ ( 省 略 )</p> <p>ロ ( 省 略 )</p> <p>(1)</p> <p>{ } ( 省 略 )</p> <p>(14)</p> <p>(15) 当該発行会社の発行する社債券に係る期限の利益の喪失又は社債権者集会の招集その他当該社債券に関する権利に係る重要な事実 ( 新 設 )</p> <p>(16)</p> <p>{ } ( 省 略 )</p> <p>(19)</p> <p><u>(20) 再建計画案(法律に基づかない整理の開始について開示した場合における当該整理に係るものに限る。)について債権者の同意が得られないこととなったこと。</u></p> <p>(21)</p> <p>{ } ( 省 略 )</p> <p>(24)</p> <p>ハ ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p> <p>イ ( 省 略 )</p> <p>ロ ( 省 略 )</p> <p>(1)</p> <p>{ } ( 省 略 )</p> <p>(12)</p> <p><u>(13) 再建計画案(法律に基づかない整理の開始について開示した場合における当該整理に係るものに限る。)について債権者の同意が得られないこととなったこと。</u></p> <p>ハ ( 省 略 )</p> <p>二 ( 省 略 )</p>

新	旧
<p>2 } } ( 現行どおり ) 6</p>	<p>2 } } ( 省 略 ) 6</p>
<p>( 開示情報監視銘柄の指定及び指定解除 ) 第 19 条 ( 現行どおり )</p> <p>1 会社情報の開示内容若しくは開示方法が会社情報の開示に関する法令若しくは本規則に違反している若しくは違反するおそれがある場合又は登録取消しの原因となるおそれがあると認められる場合(登録規則第 11 条第 2 項第 11 号に規定する開示を行った場合を除く。)</p> <p>2 ( 現行どおり ) 3 ( 現行どおり )</p> <p>4 <u>登録規則第 11 条第 2 項第 11 号後段に定める期間の最終日までに、同号後段に該当しなくなったことが確認できない場合</u></p> <p>5 <u>登録規則第 29 条の 2 に規定する被支援会社である登録銘柄の発行会社(当該発行会社の債務に係る買取決定(株式会社産業再生機構法第 25 条第 1 項に規定する買取決定をいう。以下この号において同じ。))が行われているものを除く。))が登録規則第 29 条の 4 において読み替えて適用する登録規則第 11 条第 2 項第 8 号本文(かっこ書を除く。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該発行会社が 1 か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画しているとき(登録規則第 29 条の 4 において読み替えて適用する登録規則第 11 条第 2 項第 8 号本文に規定する「本協会が適当と認める場合」に限る。この場合における「本協会が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則(以下「登録細則」という。)第 16 条の 2 において読み替えて適用する登録細則第 12 条第 3 項第 3 号イの規定に基づき行うものとする。))で、かつ、株式会社産業再生機構により当該発行会社の債務に係る買取決定が行われるかどうかを確認できない場合</u></p> <p>2 ( 現行どおり ) 3 ( 現行どおり )</p> <p>4 本協会は、第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し、開示情報監視銘柄に指定した銘柄について、本協会が認めた場合、その指定の解除を</p>	<p>( 開示情報監視銘柄の指定及び指定解除 ) 第 19 条 ( 省 略 )</p> <p>1 会社情報の開示内容若しくは開示方法が会社情報の開示に関する法令若しくは本規則に違反している若しくは違反するおそれがある場合又は登録取消しの原因となるおそれがあると認められる場合</p> <p>2 ( 省 略 ) 3 ( 省 略 )</p> <p>4 <u>法律に基づかない整理の開始について開示した発行会社が、当該整理に係る再建計画について債権者の同意を得られなかった場合</u> ( 新 設 )</p> <p>2 ( 省 略 ) 3 ( 省 略 )</p> <p>4 本協会は、第 1 項第 4 号に該当し、開示情報監視銘柄に指定した銘柄について、本協会が認めた場合、その指定の解除を行うととも</p>

新	旧
<p>行うとともに、その旨及び解除の理由を公表するものとする。</p> <p>平成 13 年 9 月 28 日付則</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 改正後の第 5 条第 1 項第 2 号イ(5)及び(6)の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成 13 年法律第 79 号。以下「商法等改正法」という。以下同じ。)の商法等改正法附則の規定に基づき取得する自己株式又は同規定に基づく自己株式の取得については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。</p>	<p>に、その旨及び解除の理由を公表するものとする。</p> <p>平成 13 年 9 月 28 日付則</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 改正後の第 5 条第 1 項第 2 号イ(4)及び(5)の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成 13 年法律第 79 号。以下「商法等改正法」という。以下同じ。)の商法等改正法附則の規定に基づき取得する自己株式又は同規定に基づく自己株式の取得については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p>

「『店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成15年4月28日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>(有価証券の見本及びその他の書類の提出の取扱い)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>1 当該発行会社が作成する有価証券の様式は、<u>登録細則</u>第4条第2項第9号によるものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(本協会による公衆の縦覧の取扱い)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 規則第16条第2項に規定する「登録規則第8条第1項の規定により登録しようとする株券の発行会社に関する資料のうち公衆の縦覧に供するものとして細則に定めるもの」とは、<u>登録細則別表5</u>に掲げるものをいうものとする。</p>	<p>(有価証券の見本及びその他の書類の提出の取扱い)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>1 当該発行会社が作成する有価証券の様式は、「<u>店頭売買有価証券の登録等に関する規則</u>」に関する細則第4条第2項第9号によるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(本協会による公衆の縦覧の取扱い)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 規則第16条第2項に規定する「登録規則第8条第1項の規定により登録しようとする株券の発行会社に関する資料のうち公衆の縦覧に供するものとして細則に定めるもの」とは、「<u>店頭売買有価証券の登録等に関する規則</u>」に関する細則別表5に掲げるものをいうものとする。</p>
付 則	
この改正は、平成15年5月8日から施行する。	

「『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』（公正慣習規則第1号）等の規則の取扱いについて」の一部改正について

平成15年4月28日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>3 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第1号の3）関係</p> <p>(1) } } ( 現行どおり )</p> <p>(3)</p> <p>(4) 開示細則第8条第1項第1号イ、八及び二に規定する書類について、登録銘柄の申請会員は、登録細則第3条第1項第3号及び第4号に掲げる事項が明瞭に記載されていることを確認するものとする。</p> <p><u>(別添3)</u> <u>会社の分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準</u></p> <p><u>本協会は、登録申請会社が登録細則第4条第2項第7号に規定する会社の分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。</u></p> <p><u>1. 実施者</u> <u>この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下「意見表明等」という。）は、登録申請会社及び承継される営業を分割した会社（以下「分割会社」という。）との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人（以下この基準において「公認会計士等」という。）が実施するものとする。</u></p> <p><u>2. 対象となる部門財務情報</u> <u>意見表明等の対象となる部門財務情報は、本協会が定める「部門財務情報の作成基準」に従って作成された会社の分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類及び継続開示会社の分割により承継される営業に関する財務計算に関する書類とする。</u></p> <p><u>3. 目的</u> <u>公認会計士等は、対象となる部門財務情報が、「部門財務情報の作成基準」に従って作成及び開示されているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した</u></p>	<p>3 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第1号の3）関係</p> <p>(1) } } ( 省 略 )</p> <p>(3)</p> <p>(4) 開示細則第4条第1号イ、八及び二に規定する書類について、登録銘柄の申請会員は、登録細則第3条第1項第3号及び第4号に掲げる事項が明瞭に記載されていることを確認するものとする。</p> <p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p>監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。</p> <p>4．意見表明に要する手続</p> <p>公認会計士等は、意見表明の手続として、主として以下に掲げる質問又は分析的手続を実施する。</p> <p>(1) 分割会社の業務及び当該分割会社が属している業界の状況についての質問</p> <p>(2) 部門財務情報を作成するために採用している会計処理の原則及び手続の内容、これらの変更の有無に関する質問</p> <p>(3) 資産・負債及び部門共通損益の当該承継対象部門への配賦方法についての質問</p> <p>(4) 内部取引を分類、集計する方法及び当該承継対象部門における内部取引の計上基準についての質問</p> <p>(5) 会計取引を記録し、これを分類、集計する方法についての質問</p> <p>(6) 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間に存在する関係を利用して推定値を算出し、推定値と財務計算を比較することによって財務計算を検討する分析的手続</p> <p>(7) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧</p> <p>(8) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問</p> <p>(9) 対象とした部門財務情報についての経営者による確認書の入手</p> <p>5．報告書の記載事項</p> <p>公認会計士等は、部門財務情報に対する意見表明のための報告書(以下「報告書」という。)に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 対象とした部門財務情報の範囲</p> <p>(2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨</p> <p>(3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨</p> <p>(4) 意見表明手続が部門財務情報に対して付与する保証が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的なものである旨</p> <p>(5) 報告書が、部門財務情報に対して、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨</p> <p>(6) 意見表明手続を実施した結果、部門財務情報が、部門財務情報作成基準に準拠</p>	

新	旧
<p>していないと認められる重要な事項が発見されたかどうかに関する結論(重要な手続が実施されなかったことにより、結論の表明を行うことができない場合にあっては、結論の表明を差し控える旨及びその理由)</p> <p>(7) 登録申請会社及び分割会社と公認会計士等との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨</p> <p>(別添4)</p> <p><b>譲受又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準</b></p> <p>本協会は、登録申請会社が登録細則第4条第2項第7号に規定する譲受又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。</p> <p>1. 実施者</p> <p>この基準による意見表明及びそれに要する手続(以下「意見表明等」という。)は、登録申請会社及び営業譲渡会社又は営業譲受会社(以下営業譲渡会社及び営業譲受会社を「営業譲渡会社等」という。)との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人(以下この基準において「公認会計士等」という。)が実施するものとする。</p> <p>2. 対象となる部門財務情報</p> <p>意見表明等の対象となる部門財務情報は、本協会が定める「部門財務情報の作成基準」に従って作成された譲受又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類とする。</p> <p>3. 目的</p> <p>公認会計士等は、対象となる部門財務情報が、「部門財務情報の作成基準」に従って作成及び開示されているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。</p> <p>4. 意見表明に要する手続</p> <p>公認会計士等は、意見表明の手続として、主として以下に掲げる質問又は分析的手続を実施する。</p>	<p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p>(1) <u>営業譲渡会社等の業務及び当該営業譲渡会社等が属している業界の状況についての質問</u></p> <p>(2) <u>部門財務情報を作成するために採用している会計処理の原則及び手続の内容、これらの変更の有無に関する質問</u></p> <p>(3) <u>資産・負債及び部門共通損益の当該営業譲渡等部門への配賦方法についての質問</u></p> <p>(4) <u>内部取引を分類、集計する方法及び当該営業譲渡等部門における内部取引の計上基準についての質問</u></p> <p>(5) <u>会計取引を記録し、これを分類、集計する方法についての質問</u></p> <p>(6) <u>財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間に存在する関係を利用して推定値を算出し、推定値と財務計算を比較することによって財務計算を検討する分析的手続</u></p> <p>(7) <u>株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧</u></p> <p>(8) <u>重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問</u></p> <p>(9) <u>対象とした部門財務情報についての経営者による確認書の入手</u></p> <p>5. <u>報告書の記載事項</u>  <u>公認会計士等は、部門財務情報に対する意見表明のための報告書(以下「報告書」という。)に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象とした部門財務情報の範囲</u></p> <p>(2) <u>意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨</u></p> <p>(3) <u>実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨</u></p> <p>(4) <u>意見表明手続が部門財務情報に対して付与する保証が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的なものである旨</u></p> <p>(5) <u>報告書が、部門財務情報に対して、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨</u></p> <p>(6) <u>意見表明手続を実施した結果、部門財務情報が、部門財務情報作成基準に準拠していないと認められる重要な事項が発見されたかどうかに関する結論(重要な手続が実施されなかったことにより、結論の表明を行うことができない場合にあつ</u></p>	

新	旧
<p>ては、<u>結論の表明を差し控える旨及びその理由</u>)</p> <p>(7) <u>登録申請会社及び営業譲渡会社等と公認会計士等との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨</u></p>	

新

旧

(別添5)

部門財務情報の作成基準

1. 前文

本基準は、「『登録申請会社が店頭売買有価証券の登録等に関する規則』に関する細則」(以下「登録細則」という。)第4条第2項第7号の規定により提出する会社の分割により承継される営業に関する財務計算に関する書類及び譲受又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類(以下、「部門財務情報」という。)の作成方法を定めるものである。

2. 分割等によって承継される営業に係る財務計算に関する書類等の種類

登録申請会社が提出する部門財務情報は、以下のとおりとする。

(1) 登録細則第4条第2項第7号に規定する会社の分割によって承継される営業に係る財務計算に関する書類

継続開示会社から承継する部門に係る部門連結貸借対照表及び部門連結損益計算書(以下、「部門連結財務情報」という。)

なお、承継する部門が子会社株式を有していない等、部門連結財務情報を作成すべきでない場合には、部門貸借対照表及び部門損益計算書(以下、「部門個別財務情報」という。)

(2) 登録細則第4条第2項第7号に規定する譲受又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類

部門個別財務情報

なお、当該規定に基づく部門個別財務情報の作成にあたっては、以下の本基準中「分割会社」とあるのは「営業譲渡会社」又は「営業譲受会社」と、「承継対象部門」とあるのは「譲渡対象部門」又は「譲受対象部門」と読み替えるものとする。

3. 部門連結財務情報及び部門個別財務情報の作成基準

部門連結財務情報及び部門財務情報は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準じて作成しなければならない。部門財務情報の様式及び作成上の留意事項については以下に定めるとおりとする。

( 新 設 )

新

旧

4. 部門連結財務情報及び部門個別財務情報の様式

部門連結財務情報及び部門個別財務情報は、それぞれ以下の様式により作成する。  
表示科目については、中間連結財務諸表規則又は中間財務諸表規則に準じて適切に区分するものとする。

(1) 部門連結財務情報

部門連結貸借対照表

平成×年×月×日

科 目	金 額	科 目	金 額
<承継対象部門資産>		<承継対象部門負債>	
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形及び買掛金	
受取手形及び売掛金		短期借入金	
有価証券		引当金	
たな卸資産		その他	
その他		流動負債合計	
流動資産合計			
固定資産		固定負債	
有形固定資産		社債及び新株予約権付社債	
無形固定資産		長期借入金	
連結調整勘定		引当金	
その他		連結調整勘定	
投資その他の資産		その他	
固定資産合計		固定負債合計	
繰延資産		負債合計	
		少数株主持分	
		承継対象部門純資産	
資産合計		負債・少数株主持分及び	

新

旧

計

## 部門連結損益計算書

自 平成×年×月×日 至 平成×年×月×日

科 目	金 額
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
経常利益	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前当期純利益	
税金費用	
少数株主利益	
当期純利益	

## (2) 部門個別財務情報

## 部門個別貸借対照表

平成×年×月×日

科 目	金 額	科 目	金 額
< 承継対象部門資産 >		< 承継対象部門負債 >	
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形及び買掛金	
受取手形及び売掛		短期借入金	

新		旧	
金			
たな卸資産		引当金	
その他		その他	
流動資産合計		流動負債合計	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		社債及び新株予約権付社債	
無形固定資産		長期借入金	
投資その他の資産		引当金	
固定資産合計		その他	
繰延資産		固定負債合計	
		負債合計	
		承継対象部門純資産	
資産合計		負債・承継対象部門純 資産合計	

部門個別損益計算書

自 平成×年×月×日 至 平成×年×月×日

科 目	金 額
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
経常利益	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益	

新		旧
税金費用		
当期純利益		
<p>5. 部門財務情報の作成に関する留意事項</p> <p>(1) 部門連結財務情報の作成に関する留意事項</p> <p>— 部門連結財務情報の性格に関する注記</p> <p>部門連結財務情報は、承継対象部門の財政状態及び経営成績を表示するために、日本証券業協会の定める規則に準拠して作成されたものであり、法的に独立した企業の連結財務諸表とは異なる旨を、注記事項の冒頭に記載する。</p> <p>— 部門連結財務情報作成のための基本となる重要な事項の注記</p> <p>部門連結財務情報作成のための基本となる重要な事項として、中間連結財務諸表規則第10条に準じて以下の事項を注記する。</p> <p>a 連結の範囲に関する事項</p> <p>b 持分法の適用に関する事項</p> <p>c 連結子会社の決算日等に関する事項</p> <p>d 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>・有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>・たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>e 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>・有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>・無形固定資産の減価償却の方法</p> <p>・長期前払費用の償却の方法</p> <p>f 重要な引当金の計上基準</p> <p>・貸倒引当金の計上基準</p> <p>・退職給付引当金の計上基準</p> <p>・その他重要な引当金の計上基準</p> <p>g 部門財務情報作成に当たって採用した重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>h 重要なリース取引の処理方法</p>		

新	旧
<p>i <u>重要なヘッジ会計の方法</u></p> <p>— <u>部門共通資産及び負債の処理方法</u></p> <p>a <u>部門共通資産及び負債の意義</u>  <u>部門共通資産及び負債とは、分割会社の資産及び負債のうち、分割会社の特定の部門に帰属させることができない資産及び負債をいう。</u></p> <p>b <u>部門共通資産及び負債の配賦</u>  <u>部門共通資産及び負債は、合理的な基準によって承継対象部門に配賦し、配賦した金額を部門連結貸借対照表上の該当する資産科目に含めて計上する。部門共通資産及び負債の配賦額は、主要な項目ごとにその金額を注記する。</u>  <u>採用した配賦基準については、主要な配賦対象資産及び負債の項目ごとにその内容を注記する。配賦基準については、例えば、会計制度委員会報告第1号「セグメント情報の開示に関する会計手法（平成7年4月1日・日本公認会計士協会）」に例示されている方法を参考として決定することができる。</u></p> <p>c <u>配賦しなかった共通資産及び負債の内容及びその理由</u>  <u>合理的な配賦基準が決定できない場合には、部門共通資産及び負債を配賦することによって部門貸借対照表が承継対象部門の財政状態を適正に反映しないこととなるので、部門共通資産及び負債を配賦しないこととする。この場合には、配賦しなかった部門共通資産及び負債の内容、金額及び合理的な配賦基準が決定できなかったために部門共通資産及び負債を配賦しなかった旨を記載する。</u></p> <p>— <u>部門共通損益の処理方法</u></p> <p>a <u>部門共通損益</u>  <u>分割会社の損益のうち、分割会社の特定の部門に直課できない損益を部門共通損益という。</u></p> <p>b <u>部門共通損益の配賦</u>  <u>部門共通損益は、合理的な基準によって承継対象部門に配賦し、部門連結損益計算書の該当する損益科目に含めて計上する。部門共通損益の配賦額は、主要な科目ごとにその金額を注記する。</u>  <u>採用した配賦基準については、主要な配賦対象損益項目ごとにその内容を注記す</u></p>	

新

旧

る。  
配賦基準については、例えば、会計制度委員会報告第1号「セグメント情報の開示に関する会計手法（平成7年4月1日・日本公認会計士協会）」に例示されている方法を参考として決定することができる。

c 配賦しなかった共通損益の内容及びその理由

合理的な配賦基準が決定できない場合には、部門共通損益を配賦することによって部門損益計算書が承継対象部門の経営成績を適正に反映しないこととなるので、部門共通損益を配賦しないこととする。

この場合には、配賦しなかった部門共通損益の内容、金額及び合理的な配賦基準が決定できなかったために部門共通損益を配賦しなかった旨を記載する。

— 所得を課税標準とする税金費用の処理方法

法人税、住民税及び事業税（所得を課税標準としないものを除く）等の所得を課税標準とする税金費用は、分割会社の法定実効税率を税金等調整前当期純利益に乗じて算定した金額を計上し、法定実効税率を税金等調整前当期純利益に乗じて算定している旨及び法定実効税率を注記する。

— 有利子負債に係る支払利息の処理方法

有利子負債に係る支払利息については、承継対象部門が負担すべき金額を合理的な方法によって算定して計上し、当該算定方法を注記する。

— 内部取引の概要

内部取引とは、承継対象部門と分割会社内の他の部門との間の取引をいう。部門連結財務情報に含まれている重要な内部取引について、以下の事項を注記する。

a 内部取引の内容

b 取引価格の決定方法等の取引条件

c 開示対象事業年度における取引金額及び当該取引から発生した債権債務の期末残高

新	旧
<p>— <u>重要な後発事象の注記</u>  <u>部門連結貸借対照表日後、承継対象部門の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。</u></p> <p>— <u>追加情報の注記</u>  <u>この基準において特に定める注記のほか、投資者が承継対象部門の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>部門個別財務情報の作成に関する留意事項</u>  <u>部門個別財務情報の作成にあたっては、上記(1) a、b、cに定める部門連結財務情報作成上の固有の事項を除いて、上記(1)部門連結財務情報の作成に関する留意事項に従うものとする。</u></p>	

新	旧																																				
別表	別表																																				
<p>第 部 適時開示に係る提出書類（開示規則第12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定する提出書類）</p> <p>〔 2 〕 業務等に関する重要事実に基づく情報</p> <p>・ 発生事実に関する情報</p> <p>1 .</p> <p>） } （ 現行どおり ）</p> <p>12 .</p> <p>13 . 債務免除等の金融支援（開示規則第 5 条第 1 項第 2 号口(13)）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">提出時期</th> <th style="text-align: center;">提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 債務免除等の金融支援に関する通知書</td> <td>事由発生後直ちに</td> <td style="text-align: center;">1 部</td> </tr> <tr> <td>・ <u>最近事業年度の末日における債務の総額、債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額及び当該債務の総額に対する債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額の割合を記載した合意に関する書面(開示規則第 5 条第 1 項第 2 号口(13)に規定する債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意が当該債権者又は第三者となされた場合に限る。)</u></td> <td><u>合意後直ちに</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>14 . （ 現行どおり ）</p> <p>15 . 社債の期限の利益の喪失（開示規則第 5 条第 1 項第 2 号口(15)）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">提出時期</th> <th style="text-align: center;">提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 社債の期限の利益の喪失に関する通知書</td> <td>事由発生後直ちに</td> <td style="text-align: center;">1 部</td> </tr> <tr> <td>・ 社債の期限の利益の喪失に関する通知書(写)及びその理由書 ( 削 る )</td> <td>受理後直ちに ( 削 る )</td> <td style="text-align: center;">1 ( 削る )</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	提出時期	提出部数	・ 債務免除等の金融支援に関する通知書	事由発生後直ちに	1 部	・ <u>最近事業年度の末日における債務の総額、債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額及び当該債務の総額に対する債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額の割合を記載した合意に関する書面(開示規則第 5 条第 1 項第 2 号口(13)に規定する債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意が当該債権者又は第三者となされた場合に限る。)</u>	<u>合意後直ちに</u>	<u>1</u>	提出書類	提出時期	提出部数	・ 社債の期限の利益の喪失に関する通知書	事由発生後直ちに	1 部	・ 社債の期限の利益の喪失に関する通知書(写)及びその理由書 ( 削 る )	受理後直ちに ( 削 る )	1 ( 削る )	<p>第 部 適時開示に係る提出書類（開示規則第12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定する提出書類）</p> <p>〔 2 〕 業務等に関する重要事実に基づく情報</p> <p>・ 発生事実に関する情報</p> <p>1 .</p> <p>） } （ 省 略 ）</p> <p>12 .</p> <p>13 . 債務免除等の金融支援（開示規則第 5 条第 1 項第 2 号口(13)）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">提出時期</th> <th style="text-align: center;">提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 債務免除等の金融支援に関する通知書 ( 新 設 )</td> <td>事由発生後直ちに ( 新 設 )</td> <td style="text-align: center;">1 部 ( 新設 )</td> </tr> </tbody> </table> <p>14 . （ 省 略 ）</p> <p>15 . 社債の期限の利益の喪失等（開示規則第 5 条第 1 項第 2 号口(15)）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">提出時期</th> <th style="text-align: center;">提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 社債の期限の利益の喪失又は社債権者集会の招集等に関する通知書</td> <td>事由発生後直ちに</td> <td style="text-align: center;">1 部</td> </tr> <tr> <td>・ 社債の期限の利益の喪失に関する通知書(写)及びその理由書</td> <td>受理後直ちに</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>・ <u>社債権者集会招集通知書(写)</u></td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	提出時期	提出部数	・ 債務免除等の金融支援に関する通知書 ( 新 設 )	事由発生後直ちに ( 新 設 )	1 部 ( 新設 )	提出書類	提出時期	提出部数	・ 社債の期限の利益の喪失又は社債権者集会の招集等に関する通知書	事由発生後直ちに	1 部	・ 社債の期限の利益の喪失に関する通知書(写)及びその理由書	受理後直ちに	1	・ <u>社債権者集会招集通知書(写)</u>	〃	<u>1</u>
提出書類	提出時期	提出部数																																			
・ 債務免除等の金融支援に関する通知書	事由発生後直ちに	1 部																																			
・ <u>最近事業年度の末日における債務の総額、債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額及び当該債務の総額に対する債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額の割合を記載した合意に関する書面(開示規則第 5 条第 1 項第 2 号口(13)に規定する債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意が当該債権者又は第三者となされた場合に限る。)</u>	<u>合意後直ちに</u>	<u>1</u>																																			
提出書類	提出時期	提出部数																																			
・ 社債の期限の利益の喪失に関する通知書	事由発生後直ちに	1 部																																			
・ 社債の期限の利益の喪失に関する通知書(写)及びその理由書 ( 削 る )	受理後直ちに ( 削 る )	1 ( 削る )																																			
提出書類	提出時期	提出部数																																			
・ 債務免除等の金融支援に関する通知書 ( 新 設 )	事由発生後直ちに ( 新 設 )	1 部 ( 新設 )																																			
提出書類	提出時期	提出部数																																			
・ 社債の期限の利益の喪失又は社債権者集会の招集等に関する通知書	事由発生後直ちに	1 部																																			
・ 社債の期限の利益の喪失に関する通知書(写)及びその理由書	受理後直ちに	1																																			
・ <u>社債権者集会招集通知書(写)</u>	〃	<u>1</u>																																			

新			旧														
( 削 除 )	( 削 除 )	( 削 除 )	・社債権者集会決議通知書(写)	取締役会決議後直ちに	1												
・店頭転換社債型新株予約権付社債登録取消申請書・同意書(当該社債が店頭転換社債型新株予約権付社債である場合に限る。)	事由発生後直ちに	1	・店頭転換社債型新株予約権付社債登録取消申請書・同意書(当該社債が店頭転換社債型新株予約権付社債である場合に限る。)	事由発生後直ちに	1												
16. 店頭転換社債型新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集等(開示規則第5条第1項第2号口(16))			( 新 設 )														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>提出時期</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・社債権者集会の招集等に関する通知書</td> <td>事由発生後直ちに</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>・社債権者集会招集通知書(写)</td> <td>受理後直ちに</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>・社債権者集会決議通知書(写)</td> <td>〃</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			提出書類	提出時期	提出部数	・社債権者集会の招集等に関する通知書	事由発生後直ちに	1部	・社債権者集会招集通知書(写)	受理後直ちに	1	・社債権者集会決議通知書(写)	〃	1			
提出書類	提出時期	提出部数															
・社債権者集会の招集等に関する通知書	事由発生後直ちに	1部															
・社債権者集会招集通知書(写)	受理後直ちに	1															
・社債権者集会決議通知書(写)	〃	1															
17. 公認会計士等の異動(開示規則第5条第1項第2号口(17))			16. 公認会計士等の異動(開示規則第5条第1項第2号口(16))														
( 現行どおり )			( 省 略 )														
18. 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延(開示規則第5条第1項第2号口(18))			17. 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延(開示規則第5条第1項第2号口(17))														
( 現行どおり )			( 省 略 )														
19. 商法上の監査報告書における監査役による不適法意見(開示規則第5条第1項第2号口(19))			18. 商法上の監査報告書における監査役による不適法意見(開示規則第5条第1項第2号口(18))														
( 現行どおり )			( 省 略 )														
20. 商法上の監査報告書における会計監査人による不適法意見(開示規則第5条第1項第2号口(20))			19. 商法上の監査報告書における会計監査人による不適法意見(開示規則第5条第1項第2号口(19))														
( 現行どおり )			( 省 略 )														
( 削 除 )			20. 再建計画案の非同意(「再建計画案(法律に基づかない整理の開始について開示した場合における当該整理に係るものに限る。)について債権者の同意が得られないこととなったこと」)(開示規則第5条第1項第2号口(20))														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>提出時期</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・再建計画の非同意に関する通知書</td> <td>事由発生後直ちに</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table>			提出書類	提出時期	提出部数	・再建計画の非同意に関する通知書	事由発生後直ちに	1部						
提出書類	提出時期	提出部数															
・再建計画の非同意に関する通知書	事由発生後直ちに	1部															
21. }			21. }														
( 現行どおり )			( 省 略 )														
24. }			24. }														

新	旧						
<p>・子会社の発生事実に関する情報</p> <p>1 .</p> <p>} } ( 現行どおり )</p> <p>12 .</p> <p>( 削 る )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。</p>	<p>・子会社の発生事実に関する情報</p> <p>1 .</p> <p>} } ( 省 略 )</p> <p>12 .</p> <p>13 . 子会社に係る再建計画案の非同意 (「再建計画案 (法律に基づかない整理の開始について開示した場合における当該整理に係るものに限る。) について債権者の同意が得られないこととなったこと」)( 開示規則第 5 条第 1 項第 3 号ロ(13) )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">提出時期</th> <th style="text-align: center;">提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・再建計画の非同意に関する通知書</td> <td>事由発生後直ちに</td> <td style="text-align: center;">1 部</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	提出時期	提出部数	・再建計画の非同意に関する通知書	事由発生後直ちに	1 部
提出書類	提出時期	提出部数					
・再建計画の非同意に関する通知書	事由発生後直ちに	1 部					